

市第75号議案

横浜市動物園条例の一部改正

横浜市動物園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成25年12月3日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市動物園条例の一部を改正する条例

横浜市動物園条例（昭和63年3月横浜市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第2項を次のように改める。

- 2 指定管理者は、横浜市の環境の保全に関する施策の方針を理解し、動物に関する高度な専門的知識及び技術を有するとともに、動物を通じて命及び自然について学ぶための事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民による動物に関する理解を深めるための活動に対する支援を行うものでなければならない。

第3条の2第5項中「第2項の規定により公募し、又は」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 理 由

動物園に係る指定管理者の指定の手続を変更するため、横浜市動物園条例の一部を改正したいので提案する。

参 考

横浜市動物園条例（抜粋）

（上段 改正案
下段 現 行）

（指定管理者の指定等）

第 3 条の 2 （第 1 項省略）

- 2 指定管理者は、横浜市の環境の保全に関する施策の方針を理解し、市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別の事情があり、動物に関する高度な専門的知識及び技術を有するとともに、あると認める場合を除き、公募するものとする。
動物を通じて命及び自然について学ぶための事業を自ら企画し、及び実施し、並びに市民による動物に関する理解を深めるための活動に対する支援を行うものでなければならない。

（第 3 項及び第 4 項省略）

- 5 市長は、第 2 項の規定により公募し、又は指定管理者の候補者を選定しようとするときは、特別の事情があると認める場合を除き、第 6 条第 1 項に規定する横浜市動物園等指定管理者選定評価委員会（以下「選定評価委員会」という。）の意見を聴かなければならない。